

< 資 料 >

・災害時要援護者の特性ごとの避難行動等の特徴	2 1
・災害時要援護者の特性ごとに必要な主な配慮等	2 3
・災害時要援護者の特性ごとの情報伝達時の主な配慮事項	2 5
・災害時要援護者の特性ごとの避難誘導時の主な配慮事項	2 7
・吹田市災害時要援護者登録制度実施要領	2 9
・地域支援組織代表者等届出書	3 2
・「災害時要援護者名簿」の情報提供に関する同意確認書	3 3
・災害時要援護者登録変更届出書	3 4
・災害時要援護者名簿	3 5
・災害時要援護者名簿受領書	3 6
・災害時要援護者名簿閲覧記録簿	3 7
・災害時要援護者名簿受領者用注意書	3 8
・災害時要援護者名簿閲覧者用注意書	3 9
・個別支援計画（作成例）	4 0

●災害時要援護者の特性ごとの避難行動等の特徴

視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら被害の状況を知ることができない場合がある。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。) ・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変することに伴い、援助なしでは、いつもどおりの行動ができなくなる場合がある。 ・避難所等慣れない場所では、移動など行動することが難しくなる場合がある。(単独では素早い行動ができない。) ・視覚障がいのほかに、知的障がいや聴覚障がいなど重複障がいのある方がいることにも留意。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わりにくい場合や伝わらない場合がある。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない場合がある。) ・緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ・外見からは障がいのあることがわかりにくい。 ・聴覚障がいのほかに、知的障がいや肢体障がいなどの他の障がいもある者もいることにも留意。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等慣れない場所では、移動などが難しい(単独での避難行動が難しい)。 ・障がいの状態(全盲ろう、弱視ろう、盲難聴、弱視難聴)によって、情報収集の方法が異なり、状況判断が難しい。
言語障がい者 (失語症等)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ・外見からは障がいのあることがわからない。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の安全を守ることが難しい。 ・とりわけ、下肢障がいがある者などは、自力で避難することが難しい。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・外見からは障がいのあることがわかりにくい。 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・心臓、腎臓、呼吸器などの機能障がいのために、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・医薬品を常時携帯する必要な方がいる。 ・常時医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベ、吸たん器など)を必要とする方がいる。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境の変化に順応しにくい場合がある。 ・一人では理解や判断することが難しく(緊急事態等の認識が不十分な場合)環境の変化による動揺が大きく見られる場合がある。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ・普段から服用している薬を携帯する必要がある。

高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・同時にいくつものことができない場合がある。 ・複数の指示が出ると混乱する場合や、言葉の指示でどのように行動してよいか分からない場合がある。 ・少し前の記憶や行き先や場所を忘れてしまう場合がある。 ・緊急時でも、自分の知りたいことやして欲しいことを言葉で人に知らせることや他の人の言葉の理解が難しい場合がある。 ・自分で危険を判断し行動することができない場合があるため、危険な場所に行ってしまうことがある。 ・一人では理解や判断することが難しく、環境の変化による動揺が見られ、考える前に行動してしまう場合や、その都度指示されなければ行動できない場合や、直接指導等の支援が必要となる場合がある。 ・外見からは障がいのあることがわかりにくい。 ・受け答えはスムーズで、障がい認識が出来ていない場合もあり「できる」「わかった」などを自信を持って返答するが、実際には行動できない。 ・突然興奮したり、怒り出したり、我慢できないことなどがある。 ・自分の疲労に気付きにくいことがある。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化（いつもと違うこと）や見通しが立たないことが苦手なために、不安から落ち着きがなくなったり、精神的に不安になってパニックを起こしたりする場合がある。 ・コミュニケーションが苦手であるために、一斉に伝えられた情報を理解しにくかったり、自分が困っていることを伝えられなかったりする場合がある。 ・想像することが苦手なために、避難の必要性や危険な場所・行為が理解できない場合がある。 ・聴覚・触覚などの感覚が過敏であるために、特定の音を嫌がって耳をふさぐ、怖がるなどの行動が見られたり、大勢の人がいる場所にいられないことがある。他に、特定の食べものしか食べられない（味覚）、特定の服しか着られない・体に触れられるのを嫌がる（触覚）といった場合もある。反対に、感覚が鈍感であるために、治療が必要なけがや体の不調に気づかないことがある。 ・受け答えがスムーズで、周囲には障がいがあることが分かりにくいことがある。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患によって、身体障がい者手帳を所持し、障がい状態にある場合もあることから、それぞれの疾病特性に配慮した対応をとる必要がある。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。 ・食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 ・言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ・身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 ・急激な環境の変化への適合が難しい。 ・服の着替えがうまくできないことがある。 ・環境の変化にせい弱である。 (以上の症状は環境の変化により大きく左右されやすい)

●災害時要援護者の特性ごとに必要な主な配慮等

視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要である。 ・日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できない場合があるため、避難誘導等の援助が必要である。 ・なお、重複障がいがある者の場合には、その障がい状況に応じた援助ニーズがあることに留意する。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚や音声による緊急事態等の覚知が困難であるため、指点字や触手話、指文字、手のひら書き、拡大文字等、個々の障がい状況に応じたコミュニケーション方法により情報伝達及び状況説明が必要である。 ・日常生活圏外では、介護者がいないと避難できない場合があるため、避難誘導等の援助が必要である。 ・単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。
言語障がい者 (失語症等)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要である。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要である。 ・医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。 ・ストマ着用者にあってはストマ用装具が必要である。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導することが必要である。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、支援者は、気持ちを落ち着かせる配慮が必要である。 ・服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。

高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・「記憶障がい」などがある場合があることから、できる限り事前にその方の症状を把握し、とるべき行動を記載したメモを渡す、現在の状況や今後の見通しなど何度も繰り返して説明を行うなど、その方の症状にあった誘導方法をとることが必要である。 ・緊急事態の認識ができない場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、安全な場所へ誘導することが必要である。 ・災害発生時には精神的な動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。 ・食料や物資の配給を待てずに怒ったり騒いだりすることがあり、家族の代わりに列に並ぶ、別途配給するなどの対応で、家族の負担を軽減することが必要である。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しを持ちやすいように、スケジュールやこれから起こることについて、できるだけ具体的に説明することが必要である。 ・抽象的な言葉を避け、具体的で分かりやすい言葉を使って、はっきりと伝える。耳で聞くよりも目で見たことを理解しやすい特徴があるので、その人の理解度に応じて、実物、写真、絵や言葉など目に見える形にして伝えることが必要である。 ・危険を回避するために、してはいけないこと、行ってはいけない場所などがある場合は、あらかじめそのことをはっきり伝えることが必要である。 ・精神的に不安定になったりパニックを起こしたりした時は、気持ちを落ち着けられるように静かな場所を確保したり、個室が用意できない場合は、テントやパーテーション、段ボールで周りの空間と区切るなどの工夫が必要である。聴覚過敏がある場合はヘッドフォンや耳栓を使うことや、気に入りのものを用意するといったことで、落ち着いて過ごせる場合もある。 ・本人からけがや不調の訴えがなくても、身体状況を一通り確認したり、また、食事（食欲）や睡眠の状態にも注意を払っておくことが必要である。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。 ・人工呼吸器や人工透析などの医療的援助が必要な場合がある。 ・慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせることが必要である。

●災害時要援護者の特性ごとの情報伝達時の主な配慮事項

<p>視覚障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 ・わかりやすい口調で伝える。 ・音声情報で複数回繰り返す。 ・点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 ・盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。 ・重複した障がいがある者の場合には、さらに別の障がいに応じた支援が必要になる。
<p>聴覚障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正面から口を大きく動かして話す。 ・文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。(常時筆記用具を用意しておく。) ・盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ・掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。
<p>盲ろう者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境や障がいの状況、障がい発生時期等により、コミュニケーションの方法も一人ひとり異なる。 ・コミュニケーションの方法は、点字(指点字)、手話(触手話)、指文字、筆談、手のひら書き、音声、その他に分類でき、一つないしは複数の組み合わせでコミュニケーションを取る。 ・市町村の広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 ・指点字や触手話、指文字、手のひら書き等の手段により状況を伝える。 ・盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。
<p>知的障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・精神的に不安定になる場合があることに配慮する。
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。 ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。
<p>高次脳機能障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・とるべき行動や大切な説明や予定はメモを渡す。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・言葉が出ずに困っている時は、本人の状況を推測して選択肢をあげたり、絵や図を活用するなどして、表現のサポートを行う。 ・精神的に不安定になる場合があることに配慮し、イライラしている時は、静かな場所へ誘導し、落ち着くまで待つ。 ・何度も同じことを聞く時は、いつも見える場所にメモを貼ったり、繰り返しの説明を行う。

<p>発達障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な言葉を避け、具体的で分かりやすい言葉を使って、はっきりと伝える。その人の理解度に応じて、実物や写真、絵、言葉など目に見える形にして伝える。 ・予告できることは、できるだけ事前に伝えておく。 ・大きな声を怖がったりする場合があるので、穏やかな声で話しかける。 ・一斉の説明では十分理解できない場合があるため、個別に声をかけ、理解できているかどうかを確認する。 ・してはいけないこと、行ってはいけない場所、触ってはいけないものなどがある場合は、あらかじめそのことをはっきり伝える。「×」などの印やマークを使って、はっきり分かるように示す
<p>難病患者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚、聴覚に障がいがある場合や、認知症をとまなう場合は、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝える。
<p>認知症高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、短い言葉で、ゆっくりとわかりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。

●災害時要援護者の特性ごとの避難誘導時の主な配慮事項

視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認及び避難所への避難誘導（歩行支援）を誰が行うのか、予め取り決めておく。 ・白杖等を確保する。 ・また、日常の生活圏であっても、災害時には周辺環境の変化から認知地図（頭の中の地図）が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。）
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認及び避難所への避難誘導（歩行支援）を誰がどのように行うのか、予め本人に伝え取り決めておく。 ・指点字や触手話、指文字、手のひら書き等によって状況説明を行い、避難所等へ誘導する。 ・たとえ少しの距離であっても支援者の存在が確認できなければ、一人になっているのではないかと不安に感じてしまうので、近くにいることを伝え、少しでも安心できるように留意する。
言語障がい者 （失語症等）	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。）
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人である時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ・災害の状況や避難所等の位置を、短いことばや文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ・また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。 ・また、動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況や避難所等の位置、とるべき行動や大切な説明や予定を記載したメモを渡し、絵、図、文字などを組み合わせて、誘導する。 ・また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 ・何度も同じことを聞く場合でも、繰り返しの説明を行う。 ・道や建物の中で迷うことがあるので、目的地まで付き添うなど必要な誘導を行う。 ・けがをしているのに気付かないことがある。本人の主訴だけでなく、身体状況等周りの方からも聴取する等よく確認する。

発達機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に避難誘導が必要なことが分かっている場合には、あらかじめ行き先、移動する時間、同行する人などについて説明しておく。 ・これから起こること（すること、行く場所など）や取るべき行動について、具体的で分かりやすい言葉を使い、はっきりと伝える。 ・一斉の説明では十分理解できない場合があるため、個別に声をかける。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者や、内部障がい者と同様に、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。 ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するよう周知を徹底する。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう留意し、支援する。

(以上、大阪府「避難行動要支援者支援プラン」作成指針より抜粋)

吹田市災害時要援護者登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法第四十九条の十第一項の規定に基づき、ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、災害時に避難勧告など災害情報の入手が困難な者、本人又は家族などの支援だけでは避難することが困難な者を対象として、災害時要援護者名簿（以下「要援護者名簿」という。）を作成し、あらかじめ地域の支援組織に要援護者名簿に記載された個人情報を提供することに同意した者の同意者名簿（以下「名簿」という。）を提供し、地域の中で災害時における支援が受けられるようにするための体制を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要領において災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の対象者とは、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市内に居住する者であって、在宅で生活し、かつ、災害時に避難支援（以下「支援」という。）を希望する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が1級または、2級である者
- (2) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳にAと記載されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害等級が1級に該当する者
- (4) 介護保険法第12条第3項の被保険者証を受けている者であって、要介護状態区分が3以上として認定を受けた者
- (5) 75歳以上のひとり暮らしの高齢者または、75歳以上の者のみで構成される世帯に属する高齢者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、支援を必要とする者

(支援組織)

第3条 この要領において、「支援組織」とは、地域において、要援護者を支援しようとする自治会、自主防災組織等であって、地域支援組織代表者等届出書（様式第1号）により市長に届出た団体とする。

- 2 支援組織は、災害時に、要援護者に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難誘導等の支援を行うものとする。
- 3 支援組織は、平素から災害時要援護者の状況の把握や支援者の確保など支

援に必要な体制の構築に努めるものとする。

(登録の手続き)

第4条 第2条第6号の規定に該当する者は、災害時要援護者登録申請書兼同意書(様式第2号)に必要な事項を記載して、市長に提出するものとする。

2 市長は、要援護者に対して、平素から前条に規定する支援組織へ情報を提供することに同意する旨、確認しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づき、同意確認できた場合、速やかに名簿に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 要援護者名簿に登録する個人情報、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日及び年齢
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 世帯人数
- (7) 支援を要する理由
- (8) 緊急連絡先(続柄・氏名・電話番号)
- (9) 特記事項

(登録内容の変更)

第6条 要援護者名簿に登録された要援護者(以下「登録者」という。)は、登録申請時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、災害時要援護者登録変更届(様式第3号)により、速やかに市長に届けるものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに要援護者名簿の登録内容を変更するものとする。

(名簿の提供)

第7条 市長は、第4条第3項の規定に基づき名簿を作成したとき及び前条第2項の規定により名簿の登録情報の変更を行ったときは、名簿を支援組織に提供するものとする。

2 支援組織は、前項の規定による名簿の提供を受けるにあたって、災害時要援護者支援に関する協定を締結しなければならない。

(名簿情報の保護)

第8条 支援組織は、前条の規定により名簿を受領したときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いには、十分配慮すること。
- (2) 名簿に記載されている個人情報は、要援護者支援の目的にのみ使用するこ

と。

(3) 保管場所を定め、紛失、盗難、破損、改ざん、その他の事故を防止すること。

(4) 名簿の複写は必要最小限に留めること。

(5) 支援組織においては、名簿を管理する者として名簿管理責任者を定め、その者の関与の下に支援組織の内部において名簿を使用すること。

2 支援組織は、名簿に紛失や盗難等の事故があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、必要に応じ名簿情報の保護に関して、指示又は調査を行うことができる。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者が市外に転出したとき。

(3) その他、登録者が第2条各号の要件いずれにも該当しなくなったと認められるとき。

(制度の周知)

第10条 市長は、広報等を通じて、この要領に定める制度の周知を図るものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

吹田市長 宛

地区名 _____

連合自治会長 _____ (印)

地域支援組織代表者等届出書

_____地区の災害時における要援護者の支援組織を届け出ます。また、災害時要援護者支援のための「災害時要援護者名簿」の提供を受けるに当たって、名簿管理責任者を届け出ます。

1 地域支援組織等

組織名		
代表者	氏名	
	住所	
	緊急連絡先	
副代表者	氏名	
	住所	
	緊急連絡先	

2 災害時要援護者名簿管理責任者

名簿管理責任者	氏名	
	住所	
	緊急連絡先	



災害時要援護者登録変更届

吹 田 市 長 宛

住 所 _____

氏 名 _____



代理人又は代筆者(本人が署名できない場合、記入してください。)	氏名	印	住所
	電話番号		続柄

下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

記

異動事項(該当に○)	変更前	変更後	異動年月日
1 住 所			
2 電話番号・FAX			
3 世帯人数			
4 支援を要する理由			
6 その他 ()			
7 登録抹消	- 理 由 -		

※市記入欄(記入しないでください)

自治会コード	宛名番号	住基確認	入力者	チェックリスト	住所コード

災害時要援護者名簿

番号	宛名番号 世帯番号 性別 世帯人数	氏名(漢字) 住所	生年月日	年齢	支援を要する理由										その他 手上げ	同意	回答年月日	追加 削除		
					電話番号		身体		療	精		要介護		75以上						
					FAX番号	1	2	A	1	3	4	5	独居	世帯						
1	1111111111111111 0111111111111111 男 1	吹田 太郎 ○○1丁目2番3号	昭和2.01.01	91	06-1234-5678	06-1234-5678	090-1234-5678	○									○	あり	平成29.11.08	
	長男	吹田 太郎																		
2	2222222222222222 0222222222222222 女 1	吹田 花子 ○○1丁目3番4号	大正12.05.05	94													○	あり	平成28.6.28	削除
3	3333333333333333 0333333333333333 男 5	吹田 イチロー ○○1丁目4番5号	昭和18.04.04	74														あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679															
4	4444444444444444 0333333333333333 男 5	吹田 次郎 ○○1丁目4番5号	昭和48.05.05	44														あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679															
5	5555555555555555 0333333333333333 男 5	吹田 三郎 ○○1丁目4番5号	昭和50.03.03	42														あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679															
6	6666666666666666 0333333333333333 男 5	吹田 司郎 ○○1丁目4番5号	昭和52.02.02	41														あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679															
7	7777777777777777 0333333333333333 男 5	吹田 吾郎 ○○1丁目4番5号	昭和54.01.01	39														あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679															
8	8888888888888888 0444444444444444 女 1	LENA ADRIANI ○○1丁目5番6-101号	昭和25.01.25	68													○	あり	平成29.12.22	追加
					061119999															

災害時要援護者名簿 受領書

本日、災害時要援護者名簿を確かに受領いたしました。

この災害時要援護者に関する情報の取扱いに当たっては、「吹田市災害時要援護者支援に関する協定書」の協定事項を遵守し、平常時又は災害時における要援護者への支援に関する目的以外には一切使用いたしません。

年 月 日

吹田市長 宛

住 所

組 織 名

氏 名

印

災害時要援護者名簿 閲覧記録簿

No. _____

閲覧頁	単一自治会又は班名	閲覧 年月日	閲覧者		備考
			氏名	住所	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

【名簿受領者用注意書】

災害時要援護者名簿の取扱い

この「災害時要援護者名簿」は、災害時に支援を必要とされている方からの同意に基づいて作成したものです。名簿には氏名、住所のほか、取扱いには特に注意を要する情報も記載されていますので、個人情報の保護に関し、以下の事項につきまして十分ご留意いただき、災害時における要援護者の支援に活用していただきますようお願いいたします。

- ・名簿を紛失することのないよう、注意してください。
- ・名簿の更新時及び名簿が不要になった場合は、すみやかに返却してください。
- ・災害時要援護者への情報伝達や避難支援などの防災活動のみに使用してください。
- ・災害時要援護者への情報伝達や避難支援などの防災活動にかかわる者のみで使用してください。
- ・知り得た情報を第三者に漏らすことのないようにしてください。防災活動の役を退いた後も、同様とします。

災害時要援護者情報の取扱い

この「災害時要援護者名簿」は、災害時に支援を必要とされている方からの申請に基づいて作成したものです。名簿には氏名、住所のほか、取扱いには特に注意を要する情報も記載されていますので、個人情報の保護に関し、以下の事項につきまして十分ご留意いただき、災害時における要援護者の支援に活用していただきますようお願いいたします。

- ・ 災害時要援護者への情報伝達や避難支援などの防災活動のみに使用してください。
- ・ 災害時要援護者への情報伝達や避難支援などの防災活動にかかわる者のみで使用してください。
- ・ 知り得た情報を第三者に漏らすことのないようにしてください。防災活動の役を退いた後も、同様とします。

個別支援計画 作成例

(表)

個別支援計画

作成日： 平成△△年 △月 △△日

1 災害時要援護者本人の情報

ふりがな	すいた たろう	TEL	06-0000-0000
氏名	吹田 太郎 (男・女)	FAX	06-0000-0000
		携帯	090-0000-0000
		メール	suita-taro@XXX.ne.jp
住所	吹田市 泉町1-3-40	生年月日	昭和△△年 △月 △日 (80歳)

支援を要する理由 (該当するものに○印を付けてください)

身障(1・2) 療育 精神 要介護(3・4・5) 75歳以上(独居・75歳以上のみ)
(*障がいの状況など詳しく記入してください)
肢体不自由(下肢)

本人のプライバシーを尊重しながら、出来るだけ詳しく記入しましょう。

特記事項

(具体的な支援方法、特に気をつけることなど)

- ・ 昼間の支援のみを希望している。(夜間は同居の息子夫婦が支援可能)
- ・ 身障2。足が不自由で歩行や立ち上がりをする時に介護が必要。
- ・ 外出時は車椅子を使用する。
- ・ 就寝時には紙おむつの着用が必要。

家族構成・同居の状況など

- ・ 息子夫婦と3人で暮らしているが、2人とも昼間は仕事で不在のことが多い。
- ・ 娘は遠方に住んでいる。

普段いる部屋・寝室の場所など

- ・ 昼間は居間にいることが多い。
- ・ 1階の南向きに寝室がある。

普段飲んでいる薬・使用している医療機器など

血圧を下げる薬を服用している。
(0000、△△△△、××××)

かかりつけの病院

〇〇内科医院
(TEL 06-0000-0000)

2 緊急時の連絡先

	①	②
ふりがな	すいた いちろう	とうきょう はなこ
氏名	吹田 一郎 (続柄 長男)	東京 花子 (続柄 長女)
住所	要援護者本人と同居	東京都新宿区西新宿△-△-△
TEL	06-0000-0000 (職場)	06-0000-
携帯	090-0000-0000	090-0000-
メール	suita-ichiro@XXX.ne.jp	tokyo-hanako@X

家族や親戚、親しい友人など、困ったときや緊急時に連絡する必要がある人を記入しましょう。

(裏)

3 避難支援者の情報

	①	②
ふりがな	せんり じろう	えさか さぶろう
氏名	千里 次郎	江坂 三郎
住所	吹田市泉町1-△-△△	吹田市泉町1-△-○○
TEL	06-0000-0000	06-0000-0000
携帯	090-0000-0000	090-0000-0000
メール	senri-jiro@X.X.jp	esaka-saburo@X.X.jp

支援者は要援護者一人に対して、2人以上決めましょう。

4 避難場所・避難誘導の方法

一時避難地	吹二小学校グラウンド	避難所	吹二小学校
-------	------------	-----	-------

自宅から避難場所までの地図

- ・危険だと思われる塀や橋などは避け、できるだけ広い道を経路にしましょう。
- ・できるだけ複数の避難経路を設定しておきましょう。
- ・要援護者宅や避難場所のほか、支援者宅や目印となる建物など、出来るだけ詳しく記入しましょう。

避難誘導時に気をつけること(必要なものなど)

- ・避難場所までは車椅子で移動する。
- ・冷蔵庫の中に服用している薬があるので、忘れずに持ち出すこと。

地域支援組織代表者様

平成△△年 △月△△日

私は、災害時に地域の助けを受けるため、本計画を避難支援組織、支援者及び吹田市が保有すること、災害発生時等に必ずしも本計画に基づく支援が受けられるとは限らないこと、また、災害発生時等に支援者等により支援を受けた際に、けが等の損害を被った場合にも支援者等がその責任を負わないことについて、同意します。

本人氏名 吹田 太郎

代理人氏名 吹田 一郎

(続柄) 長男

<個別支援計画作成にあたって>
個別支援計画には決められた様式はありません。
要援護者と話し合いながら、支援に必要な情報を自由にまとめましょう。

改正履歴

版 数	発 行 日	改 正 履 歴
第 1 版	平成 24 年（2012 年）5 月	初版発行
第 2 版	平成 30 年（2018 年）8 月	吹田市地域防災計画の改正に伴う改正
第 3 版	令和 2 年（2020 年）4 月	吹田市機構改革に伴う改正